## いわき都市圏総合都市交通推進協議会運営要領

### (目 的)

第1条 この要領は、いわき都市圏総合都市交通推進協議会設置要綱(以下「要綱」という。) 第9条の規定に基づき、いわき都市圏総合都市交通推進協議会(以下「協議会」という。) が、事業主体となる事業(以下「自主事業」という。)を実施する上で、協議会の運営等 に関し必要な事項を定めるものとする。

## (事業内容の審議等)

- 第2条 協議会が自主事業を実施する場合には、その事業内容について、あらかじめ協議会 の承認を得なければならない。
- 2 協議会が自主事業を完了した場合には、その結果を協議会に報告しなければならない。

### (予 算)

- 第3条 協議会の予算は、行政等からの補助金、負担金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び自主事業に係る経費をもって歳出とする。
- 2 協議会の会長(以下「会長」という。)は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。ただし、年度開始前に協議会を開催できない場合にあっては、会長は、協議会の承認を得るまでの間、暫定予算を調製し、これを執行することができる。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 4 会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。
- 5 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正の必要が生じたときは、補正予算を 調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

#### (予算区分)

- 第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の款、項及び目を定めることができる。

### (出納及び現金等の保管)

- 第5条 協議会の出納は会長が行う。
- 2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

## (協議会出納員)

第6条 協議会出納員は、要綱第8条に定める事務局職員が担い、協議会の出納その他会計 事務を処理する。

# (収入及び支出の手続)

- 第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、いわき市において定められている取扱いに準ずる。
- 2 協議会出納員は、予算整理簿を備え、出納の管理を行うものとする。

## (決算等)

- 第8条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。
- 2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、前もって監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。
- 3 監事は、要綱第3条第1項第3号に掲げる委員が担い、協議会の会計を監査する。

## (雑 則)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は会長が定める。

## 附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 別表第1(第4条関係)

歳入予算の、款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

## 別表第2 (第4条関係)

歳出予算の、款、項及び目の区分

	款		項		目
1	運営費	1	運営費	1	運営費
2	事業費	1	事業費	1	事業費
3	予備費	1	予備費	1	予備費